

令和4年8月22日
海事局船員政策課

令和4年度(第66回)船員労働安全衛生月間がスタートします！

～「大丈夫」慣れと油断が事故まねく 安全確認初心忘れず～

国土交通省では、海上における船員の労働災害の防止を図るため、毎年9月を「船員労働安全衛生月間」として、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動を推進しており、今年度も活動を実施します。

1. 概要

船員労働安全衛生月間は、船舶所有者と船員が力を合わせ、海上における労働環境の改善、安全衛生意識の高揚、死傷災害や疾病の発生の防止を目指し、各種の取組を行うものです。昭和32年度から実施され、今年度で66回目を迎えます。

2. 活動内容

- ・ 安全衛生に関する訪船指導
- ・ 船員災害防止大会及び各種講習会・講演会
- ・ サバイバルトレーニング
- ・ 医療機関と連携しての無料健康相談
- ・ 危険予知活動等の安全衛生に関する自主的な取組を促進するための啓発活動

3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、期間中の諸活動実施にあたっては、地域ごとに最新の情報を把握の上、実施の可否について関係者間で協議して、適切に判断します。実施する際には、いわゆる3密を避けるなどの感染防止対策を確実に励行することとしています。

期間中に実施する主な取組等については、別添のとおりです。
詳細につきましては、国土交通省ホームページをご確認下さい。

(http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000006.html)

【問い合わせ先】



海事局船員政策課労働環境対策室 榎本、高島

TEL 03-5253-8111 (内線 45143、45159) 03-5253-8652 (直通)

FAX 03-5253-1643